

定 款

特定非営利活動法人
日本空手松涛連盟

特定非営利活動法人 日本空手松涛連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本空手松涛連盟という。
また、英文名を **Japan Karate Shoto Federation** といい、略称を松涛連盟又は **JKS** とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区西早稲田三丁目14番3号 **Angels Garden 2F** に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、松涛館流空手道の伝統技術を継承しつつ、近代競技にも通用する技術と指導法を研鑽、研究し、専門家の養成及び指導者の育成を行い、愛好者への普及を通じて、武道を心身の健康に役立て、地域の教育や福祉に貢献することを目的に活動する。

そのために、全国の支部において、入門希望者を子どもから高齢者まで受け入れ、活動の機会と場を提供する。肢体不自由者には、本連盟が独自に開発した車椅子空手道により、体の残存機能を合理的に使う術を伝えていくことで、空手愛好家やファンのすそ野を広げる。

また、各地の支部を世代や国籍の壁を超えるコミュニティーとして活用し、利用者同士の間に互いを生かす心を養い、社会全体の利益の増進をはかっていく。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 専業指導員の養成及び活用
- (2) 技術・審判等講習会の開催
- (3) 検定試験による段位と各種資格の認定
- (4) 支部、県本部及び地区本部の支援
- (5) 総本部道場の運営
- (6) 大会の開催
- (7) 松涛館流空手道の普及啓発
- (8) 各種大会等への選手派遣
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第5条に規定された「その他の事業」は行わない。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、運営正会員及び特別会員をもって法上の社員とする。

- (1) 個人正会員 この法人の目的に賛同し、運営正会員の団体を構成して活動する個人
- (2) 運営正会員 この法人の目的に賛同して、活動に主体的に参画するとともに、この法人の運営に関わる団体。
- (3) 特別会員 この法人及び松涛館流空手道の発展に特に功績があったとして推挙され、理事会の議決を経て、総会で承認された個人正会員。
- (4) パートナー会員 この法人の目的に賛同し、海外で松涛館流空手道の研鑽・普及に努める団体及び個人
- (5) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

2. 前号(2)運営正会員は、個人正会員の発意により同会員で構成され、資格を有する指導員から松涛館流空手道の指導が受けられる団体で、呼称を支部とする。

3. 個人正会員、パートナー会員、賛助会員の入会、会員資格の喪失、退会、除名については別に定める規程による。

(入会)

第7条 運営正会員として入会を希望するものは、法人所定の入会申込書を理事長に提出

しなければならない。

2. 理事長は前項の申し込みがあった場合、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、第1項のもの入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって申込者にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 個人正会員、運営正会員、パートナー会員、賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 運営正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 運営正会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 期日までに会費を納入しなかったとき。
 - (4) 除名されたとき。
2. 特別会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 特別会員辞任届を提出したとき。
 - (2) 個人正会員の資格を失ったとき。
 - (3) 本人が死亡したとき。
 - (4) 特別会員を除名されたとき。

(退会)

第10条 運営正会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2. 特別会員は理事長が別に定める届を提出して、特別会員を辞することができる。

(除名)

第11条 運営正会員及び特別会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上
2. 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人までを副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に開かれた総会で後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでをその任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、法上の社員である、運営正会員及び特別会員（以下、「運営正会員及び

特別会員」を「社員」という。)をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (9) 社員の除名
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 解散における清算人の選任
- (12) その他運営に関する重要事項。

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。
- (2) 社員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、社員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各社員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した社員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については理事総数の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができる。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わるこ

とができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由によりに予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業計画及び予算の変更)

第 44 条 事業計画及び予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定の事業計画及び予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 4. 解散時の清算人は、第1項第5号の場合を除き、解散の総会で選任する。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

| | |
|------|-------|
| 理事長 | 松井 武男 |
| 副理事長 | 林 広高 |
| 理事 | 浅井 哲彦 |
| 理事 | 今泉 直仁 |
| 監事 | 渡邊 豊彦 |
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | | | |
|------------------|------|----------|-------------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 0 円 | |
| | 会費年額 | 5,000 円 | (但し大学生以下 3,000 円) |
| (2) 賛助会員(個人) | 入会金 | 0 円 | |
| | 会費年額 | 10,000 円 | |
| (3) 賛助会員(法人及び団体) | 入会金 | 0 円 | |
| | 会費年額 | 50,000 円 | |

附則

1. この定款は平成 23 年 6 月 19 日から施行する。

附則

1. この定款は平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附則

1. この定款は令和 3 年 4 月 27 日から施行する。